

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディ 1-5：尊厳を持って生きる権利

翻訳 正木左希子

妊娠26週の女性 X は、民間の産婦人科医院で医師に相談し、妊娠中絶を行うことを依頼した。

その医師の医院には、病院では提供可能な、例えば保育器など未熟児のための施設や設備が十分にはなかった。

医師は自分の医院で妊娠中絶を行った。前述の妊娠中絶の結果、分娩された胎児は生きていた。その未熟児の推定体重は1000グラム以下だったが、その児は成長が継続する可能性はあった。

医師は迅速かつ容易に救命措置を行う技術を持ち合わせていた。しかし、医師は、児が生き延びるための処置を自分の医院では一切行わず、放置した。その結果、児は生後54時間で死亡した。

この医師は違った行動を取るべきであったか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

NO X は彼女の自由意志で妊娠中絶を求め、中絶することを望んだ。胎児が生きるか死ぬかを決めるのは彼女の権利である。胎児はどのような権利も持たない。それゆえ、医師は義務に反していない。

YES もし胎児が母親の子宮外で生きる可能性があるのなら、胎児はその他の人間と同じとみなされるべきである。適切な治療が施されていたら、児は生存できたかもしれない。医師は適切な医療を提供するという義務に違反しただけでなく、児に残酷な死を運命づけ宣告した罪を犯したのである。医師は妊婦を病院に紹介するべきであった。

本ケースについてのノート

判決

このケースはその国の最高裁判所で審議された。最高裁は以下のように判決を下した。これは産婦人科の専門医が妊娠 26 週の女性から妊娠中絶を依頼されたケースである。当該医師は、前述の中絶手術の結果生まれた未熟児にも適切な医療が施されていたら、成長し続ける可能性があったことを認識していた。

さらには、当該医師は何ら問題なく迅速に処置を提供する能力があった。それにもかかわらず、医師は自分の医院で前述の児を放置し、54 時間後に死に至らしめた。このような状況下、専門職による犯罪的な妊娠中絶と死という結果を招いた保護者による放棄という犯罪が立証される。

ディスカッション 尊厳を持って生きる権利

尊厳に対する個人の権利と並んで医療関係者が患者を尊重して行動する責務は、医師が直接担当する患者だけでなく、医療的な補助が求められて患者となったような人たち、例えば、実際には産科の患者であった女性から生まれた児も含まれるのである。

今回のような状況下で、親の人生が、生まれたばかりの子どもと同等の尊厳と権利を持っているかどうかをわれわれは自問しなければならない。

どのような形であれ生命は尊敬に値することを基礎にした立場では、胎児も母親と同様に尊厳に対する権利を享受しており、妊娠中絶は許されないのである。ある人々は、胎児は妊娠が始まった時から、もしくは少なくとも妊娠初期から人間として見做されるべきだとしている。その場合、妊娠のどの周期においてもその「最善の利益」を考慮しなければならず、また我々は母親の利益を胎児のそれより優先すべきではない。

他の立場では、親の人生 (life) は生まれたばかりの幼児の生命(life)とは同等ではないというが、そうは言ってもやはり、妊娠中絶するという母親の選択は容認されやすい。通常、国によってこのような案件では異なる立場の間でバランスを取れるように法律を通過させる。しかしながら、ある意見では¹『生命倫理と人権に関する世界宣言』は、生まれていない胎児には尊厳に関する権利はないと主張していると述べている。

しかし、「生まれていない胎児」が生まれた場合どうなるのか？生まれた後の彼の尊厳は母親の尊厳と同等なのか？もしそうならば、母親が彼を中絶したいと思っていたとしても、

彼は他の患者と全く同じように扱われるべきである。このようなケースにおいて、医師は赤ん坊に対しても義務を負うのである。

さらに、我々は生まれたばかりの幼児（特に未熟児）は非常に傷つきやすい集団であることを忘れてはならず、それゆえ、完全に保護され、守られねばならない。

母親の福利（good）が、母親も自覚しているように、胎児の福利（good）とぶつかる時は、胎児（すでに生まれ、生きている）をどうするかを決定できる立場としての彼女の独占権を無効にすることができ、母親の希望を考慮せずに、幼児の個別の権利を評価することができるかもしれない。

しかし、幼児の福利（good）を考慮する時、その命が助かるようなケースの場合、治療は施されるべきである。客観的に幼児の福利（good）を母親のものと区別して考慮し、医療の介入が求められる時に治療することを避け、手を引くことは犯罪だと考えることができるだろう。

¹ 追加情報は下記参照：シュミットH. 2007、誰の尊厳か？ 『生命倫理と人権に関する世界宣言』の「人間の尊厳」の範囲にあいまいさを解消する。*Journal of Medical Ethics*, 33 : 568–584.